

nagomi  
お知らせ  
news

## 高齢者の補聴器購入費用の助成が始まりました

☎ 福祉課 地域包括支援係 ☎0968・86・5724

聴力機能の低下により日常生活に支障がある高齢者に対し、補聴器の購入に要した費用の一部を予算の範囲内において助成する「和水町高齢者補聴器購入費用助成事業」を開始しました。

- ▶ **対象者** 次のいずれにも該当する人です。
  - ・65歳以上の高齢者であって、申請時において町内に住所を有している人
  - ・聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けていない人
- ▶ **助成内容**
  - ・助成の額は購入費用の2分の1以内とし3万円を上限とします。
  - ・助成の対象となるのは令和6年4月1日以後に購入した補聴器に限ります。
  - ・診察料・検査・修理・保守等は助成の対象

となりません。

- ▶ **申請に必要なもの**
  - ・申請書兼請求書（様式第1号）
  - ・証明書（様式第2号）…医師の証明書（意見書）
  - ・補聴器購入に係る領収書
- \*申請できる補聴器の台数は1台で、同1人について1回限りとなります。
- \*申請は補聴器を購入した日の翌日から起算して1年以内に行ってください。
- ▶ **お尋ね下さい**

まずは、和水町役場福祉課地域包括支援係にお尋ねください。また身体障害者手帳の対象となるかにつきましては、各医療機関へご相談ください。

nagomi  
お知らせ  
news

## おむつ等購入費用を助成しています

☎ 福祉課 地域包括支援係 ☎0968・86・5724

町では、物価高騰の影響を受け、在宅（有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅含む）で生活されている要介護3以上の方を対象に、生活に必要なオムツ代等を助成することで、在宅生活を経済的に支援します。

- ▶ **助成額** 対象者が必要とするおむつ等の購入費用の9割とし、助成限度額は月額3,000円まで。
- ▶ **対象者**
  - ・和水町内に住所を有する65歳以上の在宅介護高齢者等
  - ・介護保険制度の要介護認定において、要介護3から要介護5のいずれかに認定された人
  - ・大人用おむつ又は尿取りパッドを必要とする人
- ▶ **助成対象期間** 助成受給資格者認定申請をした月からとなり、令和6年4月1日以降に購入した分が対象となります。
- ▶ **申請に必要なもの** 領収書、印鑑、対象者の通帳

nagomi  
お知らせ  
news

## 商品開発、既存商品の改良を行う事業者に対し補助金を交付します！

☎ まちづくり課 商工観光係 ☎0968・86・5721

本町の魅力発信や認知度向上を図るため、商品開発及び既存商品の改良に取り組む方に予算の範囲内において補助金を交付します。

- ▶ **対象者** 町内に事業所等を有する法人、個人事業者、団体
- ▶ **対象商品**
  - ・本事業で開発した商品が和水町ふるさと納税の返礼品に登録される見込みのある商品
  - ・現在、和水町のふるさと納税の返礼品に登録されている商品
  - ・その他、本町の魅力発信や認知度向上に資する商品
- ▶ **補助額** 補助対象経費の3分の2以内（上限20万円）
- ▶ **募集期間** 5月1日～6月28日迄まで  
※応募多数の場合は、選考となります。

nagomi  
お知らせ  
news

## 家庭ごみの削減とリサイクルに取り組んでいます

☎ 住民環境課 生活環境係 ☎0968・86・5727

### 〈役場で回収しています〉

町では、通常のごみ回収事業とは別に、白色食品トレイ・廃食油・携帯電話をリサイクルのため回収しています。



### 〈ご家庭への生ごみ処理機の設置を補助します〉

ご家庭から出される生ごみの減量化を目的に生ごみ処理機の設置に対して補助金を交付します。補助金額や対象となる物品について、詳しくはお尋ねください。



### 〈ご家庭で使用した二次電池の回収を始めました〉

二次電池とは、充電して繰り返し使うことができる電池です。リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル電池等の種類があります。身近なところでは、携帯電話や電気シェーバー等に使用されています。回収された使用済み電池は、リサイクルメタルとして再利用されます。

【回収場所】 役場本庁及び支所窓口（平日日中に限りです）



nagomi  
お知らせ  
news

## 繁殖期の野鳥保護指導取締強化月間です

☎ 農林振興課 林務耕地係 ☎0968・34・3111  
☎ 玉名地域振興局 林務課 ☎0968・74・2138

春は野鳥の繁殖期です。巣立ちしたヒナが地面に落ちているのを見つけた場合は、近くに姿が見えなくても親鳥が世話をしていますので拾わないようにしましょう。

熊本県では、5月10日からの1か月間を指導取締強化月間と定め、違法捕獲等の防止に取り組んでいます。野生鳥獣又は鳥類の卵は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により、狩猟による捕獲又は有害鳥獣の捕獲許可を受けたもの以外は、原則としてその捕獲、殺傷又は採取が禁止されています。町民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

なお、野生鳥獣（メジロ、ホオジロなど）の愛がん飼養目的の捕獲は、鳥獣の乱獲を助長する恐れがあることから許可していません。詳しくはお問い合わせください。

nagomi  
お知らせ  
news

## 下水道又は町設置型浄化槽の使用人員が変わったときは届出が必要です

☎ 建設課 上下水道係 ☎0968・86・5726

下水道又は町設置型浄化槽を使用されている世帯は、使用人員に応じて毎月使用料を収めていただいておりますが、入院・長期出張・学生寮等の理由により、住民票を動かさずに使用人員が増減する場合は、実人数申請書を提出する必要があります。

人員に変更がある世帯は、申請書の提出をしていただく必要がありますので、必要書類を添えて建設課まで提出をお願いします。

また、以前届出をされた方で、その後使用人員の増減があった場合も対象となります。

ご不明な点等ございましたら建設課までお問い合わせください。